○北陸地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市西区鳥原字前川原六二二番三から同市西区大野町三五九二番一まで	前	二二・九三～二七・一〇	メートル 〇・〇四九 キロメートル
	後	二三・三〇～三〇・三五	〇・〇四九

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市美並町上田字陰地平一七九三番一から同市美並町上田字御山下一六一三番二まで	前	一六・八五～三八・五〇	メートル 〇・一八六 キロメートル
	後	一〇・一〇～二三・一〇	〇・一八六

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市平戸橋町波岩二番一から同市平戸橋町波岩六番一まで	前	八・八四～三四・三〇	メートル 〇・一一三 キロメートル
	後	八・八九～四三・八六	〇・一一七

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	山口市阿東徳佐上字船方二番一一六地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十三日

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	香美市土佐山田町北滝本字北井詰三番一から同市土佐山田町北滝本字北井詰三番七まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十三日

○四国地方整備局告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　三十二号	香美市土佐山田町北滝本字北井詰三番一から同市土佐山田町北滝本字北井詰三番七まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月十三日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	A 九・八四～一五〇・〇〇	メートル 二九・四二〇 キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二一・五八～一一八・一六	九・九三一	
	後	A 九・八四～一五〇・〇〇	二九・四二〇	
		B 二一・五八～一一八・一六	九・九三一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所